

十勝管外在宅就労継続支援事業所 各位

幕別町保健福祉部福祉課長

就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における在宅支援について（通知）

日頃から、幕別町の福祉行政に対するご理解とご協力を賜り心からお礼申し上げます。

在宅においてサービスを利用する場合の支援（以下「在宅支援」という。）について、令和8年4月13日付厚労省発出の通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における在宅支援の要件遵守の徹底について」（以下「通知」という。）に基づき、幕別町の今後の対応を次のとおりといたしますので、通知に定める要件を遵守いただきますようお願いいたします。

記

1 在宅就労支援への対応

通知では、「緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備しておく必要がある。」とされていることから、幕別町では利用者の安全を第一に優先し、北海道十勝総合振興局（以下「十勝」という。）管内に所在がある事業所で、利用者宅への訪問に1時間以内に到着できる十勝管内の事業所を利用する場合に在宅支援を認めることとします。

ただし、現在、十勝管外事業所において在宅支援を支給決定している利用者について、次の事業所を探すための準備期間を必要とする場合には、令和8年8月1日から最大6か月間の利用を認めるものとします。

※十勝管内に所在がある事業所

原則、利用者宅への訪問について1時間以内に到着できる十勝管内の事業所とするが、所在地が幕別町までの移動に1時間を超える十勝管内の事業所である場合は、利用者宅付近に当該事業所の出張所があること又は利用者宅付近で当該事業所職員が在宅勤務しているなどの理由により、通知に定める要件を全て満たすことができるときは、在宅支援を認めることとします。

2 その他

現在の利用者様には、次の事業所を探すためのサポートなど可能な限りのご支援をいただきますようお願いいたします。

(担当)

福祉課障がい福祉係

TEL 0155-54-6612